平成２６年（フ）第５５３３号
大阪市鶴見区放出東３丁目27番17―507号、前住所大阪市鶴見区放出東３丁目27番17―209号
債務者　関本　未央
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３４号
大阪市住吉区南住吉４丁目４番１―708号
債務者　花房　輝子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３９号
大阪市住吉区苅田１丁目12番13―303号
債務者　森　　茂永
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４２号
大阪府交野市私部南１丁目490番地
債務者　**宇**田　郁子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４８号
大阪府枚方市東牧野町11―１―502、住民票上の住所奈良市法蓮町157番地の６　シティーコープ法蓮町312号
債務者　前田　淳一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５１号
大阪市西成区出城３丁目４番20号
債務者　瀬戸　**静**夫
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５号
香川県観音寺市本大町1374番地14
債務者　鈴木真知子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県大牟田市大字歴木85番地３　高泉県営住宅2300棟33号
債務者　落合ヨシエ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６１号
福岡県大牟田市一浦町213番地　福山アパート201号
債務者　園田英太郎
1　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県南九州市知覧町郡4580番地76
債務者　西迫由美子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３２９号
函館市鍛治１丁目32番22号　エンジェルハイムＡ１Ｆ
債務者　伊藤　修一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３４０号
函館市上湯川町６番22―302号
債務者　松岡　大介
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
青森県八戸市城下３丁目10番４号　岩城荘３号室
債務者　竹田　郁夫
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６５１号
仙台市若林区大和町２丁目25番21号　ルミナス大和202
債務者　柏崎真由美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６７８号
仙台市太白区人来田２丁目25番２号
債務者　中川　清子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７２４号
仙台市泉区館１丁目３番地の13
債務者　山川　絵理
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７２８号
仙台市太白区八木山弥生町22番５号　サンハイツ弥生103
債務者　大石　康平
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市滝の入５番16号
債務者　内海日出男
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部